

## WaaS 共創コンソーシアムロゴ及び「WaaS」使用ガイドライン

WaaS 共創コンソーシアム事務局

(趣旨)

### 第一条

WaaS 共創コンソーシアムロゴ及び「WaaS」使用ガイドライン（以下、当ガイドライン）は、別紙記載のロゴ（以下、本件ロゴ）及び関連して用語「WaaS」（以下、本件用語）を使用する際の基本ルールを定めたものである。本件ロゴ及び用語の使用を希望する者（以下、使用者）は、本ガイドラインを遵守する場合に限り、本件ロゴ及び用語を無償で 사용할ことができる。使用者は本件ロゴ及び用語の使用にあたり、当ガイドラインに同意したものと見なす。

(権利帰属)

第二条 本件ロゴに関する一切の権利（著作権、商標権含む）は、全て東日本旅客鉄道株式会社（以下、JR 東日本）に帰属する。

(使用目的)

第三条 以下の場合に限り、本件ロゴを使用することができる。

- 一 WaaS 共創コンソーシアムに参加する運営会員、一般会員が WaaS 共創コンソーシアムに関連する活動等において、JR 東日本の許諾を得たうえで使用する場合。
- 二 JR 東日本と提携・委託関係等にある使用者が、WaaS 共創コンソーシアムに関連する活動等において、JR 東日本の許諾を得たうえで使用する場合。
- 三 上記によらず、特に JR 東日本が認め、JR 東日本の許諾を得たうえで使用する場合。

(遵守事項)

第四条 使用者は、本件ロゴの使用にあたり、以下の事項を遵守する。

- 一 WaaS 共創コンソーシアムの信用維持及びイメージの向上に努めること。
- 二 本件ロゴを付した物品等の品質維持、向上及びその廃棄に至るまでの厳正な管理に努めること。
- 三 JR 東日本の業務と誤認及び混同されないように努めること。
- 四 本件ロゴに関する権利を第三者に譲渡・再使用許諾を行わないこと。
- 五 本件ロゴの使用に際して紛争が生じた場合は、使用者は一切の責任をもって処理解決すること。
- 六 本件ロゴの使用態様を変更する場合には、事前に JR 東日本に届け出ること。また、JR 東日本の指示する使用方法を遵守すること。

七 JR 東日本の都合等により、この許諾はいつでも取り消されることがあることを承諾すること。

#### (不正使用)

第五条 使用者は本件ロゴの使用にあたり、以下の行為が禁止される。

- 一 WaaS 共創コンソーシアムの活動とは関係の無い、専ら使用者の目的のために使用すること。
- 二 JR 東日本の許諾を得ることなく、前条に定める使用目的以外に本件ロゴを使用すること。
- 三 本件ロゴの変形、加工、改変。
- 四 本件ロゴを商品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名等の一部として使用すること。
- 五 JR 東日本の許諾を得ることなく、JR 東日本と何らかの雇用関係、提携関係、パートナーシップ関係等があること、又は JR 東日本による承認・後援・推奨等を示唆するような方法で本件ロゴを使用すること。
- 六 JR 東日本の誹謗中傷又はその評価を貶めるような方法で本件ロゴを使用すること。
- 七 違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつ又は公序良俗に反する内容の媒体等で本件ロゴを使用すること。
- 八 その他、JR 東日本が独自裁量において不適切と判断する方法で本件ロゴを使用すること。

#### (使用者の責任)

第六条 JR 東日本は、使用者が当ガイドラインに違反して本件ロゴを使用していると認められた場合、又は独自裁量で必要と判断した場合、使用者に対して、本件ロゴの使用停止、その他、JR 東日本が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとする。

二 使用者は、本件ロゴを使用したことに起因して、JR 東日本が直接的又は間接的に何らかの損害(弁護士費用の負担を含む)を被った場合、直ちにこれを補償しなければならない。

#### (免責)

第七条 JR 東日本は、本件ロゴに事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む)がないことを明示的にも目次的にも保証していない。JR 東日本はかかる瑕疵を除去して本件ロゴを提供する義務を負わない。

二 JR 東日本は、本件ロゴに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わない。

(当ガイドラインの変更)

第八条 JR 東日本は、使用者に対してあらかじめ通知することなく、いつでも、当ガイドラインを変更することができる。変更後のガイドラインは、WaaS 共創コンソーシアムのウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、使用者は、変更後も本件ロゴを使用し続けることにより、変更後のガイドラインに同意をしたものとみなす。

(関連して用語「WaaS」を使用する場合)

第九条 使用者は本件ロゴ及び WaaS 共創コンソーシアムに関連して用語「WaaS」を使用する場合は、「WaaS®」と記載しなければならない(別紙参照)。

(附則)

本ガイドラインは、2023 年 4 月 1 日から施行する。

1. ロゴ

一つ一つのパーツを人、テクノロジー、街・移動などに見立て、それぞれがつながり次の新しい形をつくっていくことをイメージしています。色は、人（イエロー）、テクノロジー（ブルー）、街・移動（グリーン）、優しさ（ピンク）を表現しています。



2. 用語「WaaS」（フォントに特段の指定は無い）

WaaS<sup>®</sup>